

診療実績表評価基準:100点満点からの減点方式

診療実績表を下記項目に沿って評価します。評価項目に沿って作成されていない場合はその程度に応じて減点されます。

I 評価項目および評価点

1. 診療実績表(A)受持入院患者一覧表 (30例)

評価項目	最大減点数
① 診療実績表 (A) においては、所定項目がもれなく記入されているか。 記載されていない場合は、その程度に応じて減点されます。	10点
② 症例は循環器領域全般にわたって偏りなく、主要分野の代表的な疾患 [*] が選択されているか。 疾患が別の主たる病変に偶然随伴したものと判断された場合は、減点されます。 [*] 下記10疾患を含むこと。含まれない場合は不足分に応じて減点されます。 心不全 不整脈 血圧異常 虚血性心疾患 弁膜疾患 心筋疾患 感染性心内膜炎 肺性心疾患 大動脈疾患 先天性心血管疾患	20点

2. 診療実績表(B)研修記録 (10例)

評価項目	最大減点数
診療実績表全体に対する評価 ① 単なるメモや概略ではなく、医療記録として診療の全容が把握できるものであるか。 誤字・脱字・ミススペリング等は、その程度に応じて減点されます。	10点
診断に対する評価 ② 診断の欄には主要病名と合併症がもれなく記入されているか。 記載に不備があれば、その程度に応じて減点されます。	10点
病歴記載に対する評価 ③ 入院病歴の欄の【診断名】【主訴】【既往歴】【家族歴】【嗜好・生活歴】【現病歴】【入院時現症】 【検査成績】について、簡潔かつ明瞭に記載されているか。記載に不足・不備があれば、その程度に 応じて減点されます。	10点
④ 【入院後経過】【退院時処方】は重要点を押えて簡潔かつ明瞭に記載されているか。 診断と治療経過が明確に理解されるものでなければ、その程度に応じて減点されます。	10点
考察に対する評価 ⑤ 経過や転帰を単に事実として記載するのではなく、その症例に特有の病態が把握されているか。 鑑別診断、治療の選択にも言及して記載されているか。さらに、主治医として直面した問題を如何に 考察し、如何なる根拠に基づいて結論に到達したか、文献等を含めて記載されているか。 考察が明瞭でない場合や、文献等に基づいた根拠が示されていない場合は、減点されます。	20点

診療実績表評価1+2 合計減点数 点

3. 診療実績表(C)手術所見 (D)外科手術記録 (E)剖検記録

内科系の場合は、(C)手術所見または(E)剖検記録を合計3例
外科系の場合は、(D)外科手術記録または(E)剖検記録を合計3例

評価項目	最大減点数
診療実績表 (C)手術所見 ・ 外科からの手術記録のコピーを添付するのではなく、術前診断との対比・術式・手術記録・術後経過・ 内科側から見た考察を含めて記載されているか。 ・ 記載に不足・不備があれば、その程度に応じて減点されます。 ・ ペースメーカ、ICD、CRT植込み術は手術症例として認められません（含んでいる場合は減点されます）。	10点
診療実績表(D)外科手術記録 ・ 外科手術記録の詳細を記載するとともに、手術の適応、術式の選択、術後経過について記載されて いるか。 ・ 記載に不足・不備があれば、その程度に応じて減点されます。 ・ ペースメーカ、ICD、CRT植込み術は手術症例として認められません（含んでいる場合は減点されます）。	
診療実績表(E)剖検記録 ・ 剖検所見に加えて、剖検結果に対する考察を記載しているか。考察が明瞭でない場合は減点されます。	

診療実績表評価1+2+3 合計減点数 点

診療実績表評価点数 点

II 判定

- ・ 診療実績表評価点数が60点以上を合格とし、「筆記試験受験資格有り」とします。
- ・ 合計点数が60点未満の診療実績表については、3名以上の査読者による二次審査を行い、最終判定をします。
最終判定が60点未満は不合格とし、「筆記試験受験資格無し」とします。
- ・ 診療実績表審査合格、不合格どちらの場合も評価結果の詳細を通知致します。診療実績表不合格の場合には、
申請者と責任者に対しても診療実績表の不足・不備と、不合格と判定された理由を通知します。